

# 令和8年度 固定資産税(償却資産)申告の手引き

市税につきましては、平素よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和8年度の固定資産税（償却資産）の申告時期となりましたのでご案内します。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在、能美市内に所有する償却資産を1月31日までに申告することになっています（地方税法第383条）。

正当な事由なくして申告をしなかった場合、または虚偽の申告があった場合は地方税法第385条、第386条により、罰金等を科せられることがあります。

## 提出期限 令和8年2月2日(月)

### 必ず期限内に申告してください

法定申告期限は令和8年2月2日ですが、事務処理の都合上、1月19日(月)までの早期申告にご協力ください

#### 提出先・問い合わせ先

〒923-1297 石川県能美市来丸町1110番地  
能美市 市民生活部 税務債権課 資産税担当  
☎0761-58-2206（直通）

（申告書の提出は寺井・根上の各サービスセンターでもできます）

市ホームページから、申告書・申請書様式をダウンロードできます

URL:<https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1001000000479/index.html>



#### e LTAXによる電子申告をぜひご利用ください

e LTAXを利用すれば、申告書を持参・郵送することなく、自宅やオフィスからインターネットを利用して申告ができ大変便利です。

また、固定資産税（償却資産）のほか、法人市民税・個人市民税等の申告・納付手続も行うことができます。

e LTAXに関する詳細につきましては、本書6ページをご確認ください。

石川県能美市  
市民生活部税務債権課

## 提出書類及び記入事項

区分	記入事項	提出書類
<b>① 初めて申告される方</b>		
ア、該当資産がある場合	令和8年1月1日現在、能美市内に所有する全資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書
イ、該当資産がない場合	18. 備考欄に「該当資産なし」と記入	・償却資産申告書
<b>② 前年度に申告されている方</b>		
ア、増加や減少がある場合	取得した資産及び減少した資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書
イ、前年度と資産の内容が同じ場合	18. 備考欄に「異動なし」と記入	
<b>③ eLTAXによる全資産申告をされる方</b>		
	令和8年1月1日現在、能美市内に所有する全資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書
<b>④ 廃業または事業所を市外に移転された方</b>		
	18. 備考欄にその旨を記入	・償却資産申告書

(1) 申告書の書き方については巻末の資料1～3を参照してください。

(2) 電算機による全資産申告をされる場合には必ず、本市の整理番号を※所有者コード欄に記入したうえで提出してください。

(3) **申告書を郵送される方で控えに受付印を必要とする場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。**

(4) 以下の場合には、承認通知書や届出書等を添付してください。

- ・法人税上の増加償却を行った資産がある場合
- ・非課税資産がある場合
- ・課税標準の特例を受ける資産がある場合

(5) マイナンバー（個人番号）を記入された場合は、提出時に番号確認と本人確認の必要があります。

※個人番号・法人番号の記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

番号確認書類は下記の書類から1つ、本人確認書類は下記の書類のうち顔写真付きの場合は1つ、顔写真なしの場合は2つ必要です。

A. 本人が申告書を提出する場合

- ・番号確認書類：マイナンバーカード、通知カード、住民票の写し等（個人番号が記載されたもの）
- ・本人確認書類（顔写真付き）：マイナンバーカード、運転免許証、顔写真付き身分証明書等
- ・本人確認書類（顔写真なし）：健康保険証、年金手帳、写真なし身分証明書等

B. 代理人が申告書を提出する場合

- ・Aの申告者本人の番号確認書類の他に、代理人の本人確認書類及び申告者本人からの委任状（代理人が税理士または税理士法人の場合は税務代理権限証書）を持参してください。

C. 郵送により申告書を提出する場合

- ・Aの番号確認書類及び本人確認書類の写しを同封してください。

D. 電子申告（eLTAX）により提出する場合

- ・申告書に添付される電子証明書等により確認を行いますので確認書類の提示等は不要です。

## I. 償却資産とは

### I-1. 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することのできる有形固定資産をいい、次のようなものが該当します。

構築物	煙突、塀、広告塔、駐車場舗装、庭園、ネット・フェンス、ネオン、受・変電設備(キュービクル)、その他土地に定着する土木設備
機械及び装置	工作機械(旋盤、ボール盤、プレス機等)、撚糸機、織機、印刷機械、モーター、ベルトコンベア、ポンプ、ボイラー装置、その他の製造・加工等に使用する機械及び装置
船舶	ボート、漁船、釣船、遊覧船等
航空機	旅客機、ヘリコプター、グライダー等
車両及び運搬具	フォークリフト(大型特殊自動車)、ロードローラー、ブルドーザー、パワーショベル、タイヤローラー等
工具・器具及び備品	机、椅子、応接セット、陳列ケース、テレビ、ステレオ、クーラー、ストーブ、冷蔵庫、冷凍庫、自動販売機、測定機器、計算機、複写機、レジスター、看板、金庫、理容・美容機器、医療機器、娯楽スポーツ機器、什器 その他各種工具及び備品等

### <申告対象となる主な償却資産(業種別)>

業種	主な償却資産の例示
共通	受変電設備、太陽光発電設備、看板、ネオンサイン、屋外広告、駐車場設備、舗装路面、外灯、テナント内部造作、緑化施設、外構工事(フェンス・植栽),キャビネット、応接セット、コピー機、パソコン、ルームエアコン、テレビ、レジスター、机・椅子、プリンター、LAN設備、自動販売機等
飲食業	カウンター、室内装飾品、カラオケ機器、自動販売機、ステレオ、放送設備、冷蔵庫、厨房設備、製麺機、日よけ等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、理容・美容機器、給湯器、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン、ボイラー、スリーブ、ビニール包装設備等
ホテル・旅館業	客室備品(冷蔵庫、ベッド等)、カラオケ機器、製氷機、厨房設備、電話交換設備、洗濯設備等
医療・薬局業	医療機器(ベッド、X線装置、調剤機器、心電計、消毒用殺菌機、手術台、歯科診療用ユニット、光学検査機器、保育器、顕微鏡等)、冷蔵庫、陳列ケース、薬品戸棚、厨房設備、待合室用椅子等
小売業	ショーケース、陳列ケース、冷凍ストッカー、日よけ、衝立、冷蔵庫、照明設備、電子秤等
ガソリン給油業	地下タンク、計量器、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、洗車機、独立キャノピー、検査工具、自動販売機、防壁、消火器、構内舗装等
自動車修理業	旋盤、プレス、リフト、チェーンブロック、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電器、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、塗装設備、各種工具等
金属製品組立加工業	旋盤、プレス、ボール盤、フライス盤、シャーリング、カッター、コンプレッサー、溶接機、グラインダー、塗装設備、ベルトコンベア、各種工具等
建設業	土木建設機械(ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等)、大型特殊自動車、発電機等
不動産賃貸業	金属造・コンクリート造の塀、側溝、屋外の電気・ガス・給排水設備、立体駐車場の機械装置、ターンテーブル等 (『II-17. 事業用家屋(共同住宅等)に係る償却資産について』も参考にしてください)
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、スクリーン設備、ボウリング場設備、ゴルフ練習用設備等
農業	ビニールハウス、家屋に該当しない作業小屋・倉庫・物置、井戸、ポンプ、永久棚、農業用機械設備(ビニールハウス用電源、発電機、もみすり機等)、農業用器具、農耕用車両(小型特殊自動車に該当しないもの)、陳列棚等

## I – 2. 申告が必要な資産

令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる資産。次に掲げる資産も対象となります。

- (1) 耐用年数を経過した資産
- (2) 取得価額が20万円未満であっても、税務会計上は個別償却している資産(下図※1)
- (3) 企業会計上簿外資産
- (4) 企業会計上建設仮勘定で経理されているが、事業の用に供している資産
- (5) 割賦買入資産で割賦金が完済されていないが、事業の用に供している資産
- (6) 遊休・未稼働資産であっても、事業の用に供することができる資産
- (7) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの  
(例：中小企業者の30万円未満の減価償却の損金算入の特例を適用した資産) (下図※2)
- (8) 職員・社員の福利厚生用の資産(食堂施設、保養所等内にある償却資産)
- (9) 傷却資産の価値を増加させるための費用(改良費、移設費)  
＊改良費、移設費は新たな資産の取得とみなされます。別資産として申告してください。
- (10) 家屋の建築設備・造作等のうち、償却資産に該当するもの  
家屋と設備の所有者が同じ場合は、次ページの「家屋と償却資産の区分表」も参考にしていた  
だとき、区分が困難な場合は、資産税担当におたずねください。
- (11) 美術品等(平成27年1月1日以降に取得した美術品等のうち、取得価額が1点100万円未満の  
もの、取得価額が1点100万円以上であっても時の経過によりその価値が減少することが明らかな  
ものは申告が必要となります。ただし、平成27年1月1日より前に取得した美術品等について  
は、減価償却資産として取り扱う場合のみ申告対象です。)

## I – 3. 申告の必要がない資産

- (1) 家屋として固定資産税の課税対象となる資産
- (2) 自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産(小型フォークリフト等)
- (3) 無形減価償却資産(例：特許権、意匠権、商標権、営業権、ソフトウェア)、繰延資産
- (4) 耐用年数1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上、固定資産として計上して  
いないもの(下図※3)
- (5) 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法上または所得税法上3年で一括償却する資産(下図※4)
- (6) 地方税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が  
20万円未満のもの(下図※5)

### ＜小額の減価償却資産の取扱い＞

(取得価額)



<家屋と償却資産の区分表>

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受・変電設備	設備一式（配線、配管を含む）	
	予備電源設備	発電器設備、蓄電池設備（配線、配管を含む）	
	中央監視制御装置	装置一式（配線、配管を含む）	
	電灯照明設備	屋外照明設備（照明器具、配線、配管）	屋内照明設備（照明器具、配線、配管）
	電力引き込み設備	引込開閉器盤及び屋外の配線	
	動力配線設備	特定の生産または業務用動力配線設備一式（動力分電盤、動力操作盤、手元開閉器、ワイヤリングダクト、配管、配線等）	左記以外の場合
	電灯コンセント配線設備		電灯、分電盤、配管、配線、アウトレットボックス、スイッチ・コンセント類、ワイヤリングダクト等
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配線、配管等
	拡声装置	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	配線、配管等
	インターホン設備	インターホン機器	配線、配管等
電気時計設備	TV共同聴視設備	受信機（テレビ）、カメラ	テレビ共聴設備一式、配線、配管、等
		特定の生産または業務用設備、屋外設備、引き込み工事	左記以外の設備
給排水設備		屋外の給排水設備、特定の生産または業務用給排水設備	屋内の給排水設備
浄化槽設備		設備一式（家屋と構造上一体となっていないもの）	設備一式（家屋と一体のもの）
衛生器具設備			設備一式
洗濯設備		事務用の設備一式（百貨店、旅館、飲食店、等）	
空調設備		ルームエアコン	中央空調設備、換気扇等
防災設備		消火器、避難器具、ホース・ノズル、ガスポンベ等	消火栓設備、スプリンクラー設備等
運搬設備		ベルトコンベア設備一式	気送管設備一式、エレベータ一等
その他の特殊設備		金庫室内装、CD ブース、独立焼却炉	劇場等の舞台、階段手摺等の特殊装置、固定椅子、グリル、既成間仕切、造り付け家具（家屋と一体のもの）
その他の設備		簡易間仕切、文字看板、袖看板、広告塔、カーテン・ブラインド、機械式駐車場設備（ターンテーブル含む）、LAN設備、ごみ置き場（簡易なもの）、POSシステム、メールボックス	

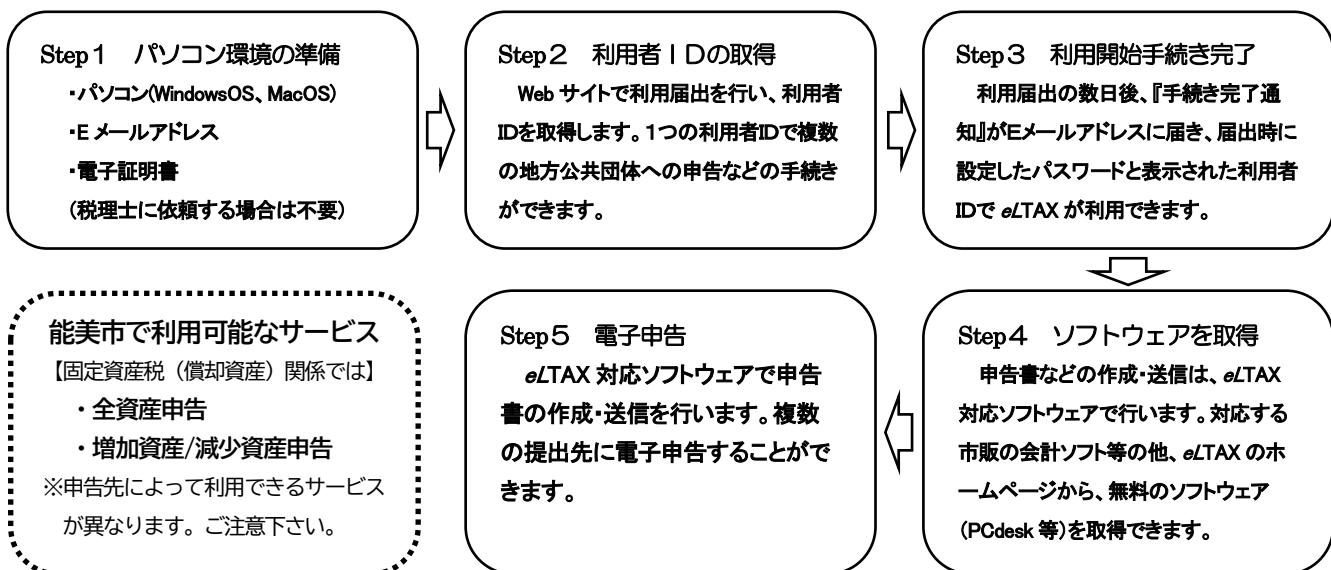
## I-4. 償却資産の電子申告( eLTAX )について

eLTAX とは、地方税共同機構が運営するサイト（地方税ポータルシステム）からインターネットを利用して電子申告（報告）ができるサービスです。このシステムを利用することにより、提出手続きの簡素化や事務経費（郵送料等）の削減を図ることが可能になります。

また、地方税共同機構は、全国の地方公共団体が共同で運営協力しており、各事業所からの電子申告を集約し、各市町村へ申告データを振り分けて送付するので、各事業所において申告資料（データ）を振り分ける手間が省けます。

なお、能美市では償却資産の申告以外に、eLTAX を利用して給与支払報告書の提出、法人市民税の申告、特別徴収に関する届出等が行えます。eLTAX を利用すれば、様々な申告・申請・届出だけでなく、納税もパソコンから行うことができ大変便利です。

**電子申告までの流れ** ・・・ 詳しくは『eLTAX』ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) へ



【eLTAXに関するお問い合わせは、地方税共同機構へ】

- 電話でのお問い合わせ  
(受付時間) 午前9時00分～午後5時 (土日祝・年末年始を除く)  
電話番号:0570-081459 (全国一律料金で利用できます)  
上記の電話番号でつながらない場合は 03-5521-0019 (通常通話料金)
- インターネット経由でのお問い合わせ  
eLTAXのホームページの「お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。

【申告の内容に関するお問い合わせは、能美市市民生活部税務債権課へ】

- 電話でのお問い合わせ  
(受付時間) 午前8時30分～午後5時15分 (土日祝・年末年始を除く)  
電話番号:0761-58-2206 (税務債権課直通)
- インターネット経由でのお問い合わせ  
能美市ホームページ「償却資産の申告」のページにある「フォームによるお問い合わせ」からお問い合わせください。

## II. 債却資産の評価と課税

電算処理により全資産申告を行う場合以外、  
評価額・決定価格・課税標準額を  
申告書に記入する（計算する）必要はありません。

### II-1. 評価額の算出

① 前年中に取得した資産

**取得価額 × 耐用年数に応じた半年分の減価残存率Ⓐ**

評価額の算出においては、1年目は取得月に関係なく半年償却を行います。

② 前年前に取得した資産

**前年度評価額 × 耐用年数に応じた減価残存率Ⓑ**

※省令改正後の耐用年数は、資産の取得当初に遡及して再評価するものではありません。

※ Ⓢ及びⒷは、次の減価残存率表に掲げる耐用年数に応じたⒶ欄及びⒷ欄をいいいます。

ただし、②により求めた額が、取得価額の5%よりも小さい場合、その資産が事業の用に供されている限りは、取得価額の5%が評価額となります。

減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中Ⓐ 取得のもの (半年分)	前年前Ⓑ 取得のもの		前年中Ⓐ 取得のもの (半年分)	前年前Ⓑ 取得のもの		前年中Ⓐ 取得のもの (半年分)	前年前Ⓑ 取得のもの
2	0.658	0.316	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838	23	0.952	0.905
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848	24	0.954	0.908
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858	25	0.956	0.912
6	0.840	0.681	16	0.933	0.866	30	0.963	0.926
7	0.860	0.720	17	0.936	0.873	35	0.968	0.936
8	0.875	0.750	18	0.940	0.880	40	0.972	0.944
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886	45	0.975	0.950
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	21	0.948	0.896	60	0.981	0.962

※資産ごとの耐用年数については、国税庁のホームページなどをご参照ください

## 《令和8年度評価額計算例》

評価額の算出方法の計算例です。

なお、実際の評価計算については、申告の際に算出する必要はありません。

前年中(令和7年中)に取得した資産	前年前(令和6年以前)に取得した資産	前年前(平成19年以前)に取得した資産で耐用年数が変更になる資産※
取得時期 令和7年7月 取得価額 1,000,000円 耐用年数 10年	取得時期 令和6年9月 取得価額 1,000,000円 耐用年数 10年	取得時期 平成18年2月 取得価額 1,000,000円 旧耐用年数 25年 切り替え年度 平成20年 耐用年数 20年
減価残存率 Ⓐ 0.897(半年分)  令和8年度評価額 1,000,000円 × 0.897 = <u>897,000円</u>	減価残存率 Ⓐ 0.897(半年分) Ⓑ 0.794  令和8年度評価額 1,000,000円 × 0.897 × 0.794 = <u>712,218円</u>	減価残存率 Ⓐ 0.956(半年分) Ⓑ 0.912(切り替え前) Ⓑ 0.891(切り替え後)  令和8年度評価額 1,000,000円 × 0.956 × 0.912 × 0.891 <sup>18</sup> = <u>109,203円</u>

※平成21年度より法定耐用年数が大幅に変更になっています。全資産申告等を行う際には、確認のうえ、切替年度及び切替前の耐用年数を必ず記入し、提出くださいますようお願いします。

### II-2. 決定価格

『II-1. 評価額の算出』で算出した評価額が決定価格となります。

(平成20年度税制改正により、理論帳簿価額の算出根拠である地方税法414条が削除されました。これに伴い評価額を決定価格とすることとなりました。)

### II-3. 課税標準額

各資産の『II-2. 決定価格』を合算した額が課税標準額(1,000円未満切り捨て)となります。課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の決定価格にそれぞれ特例率を乗じて得た額をもとに課税標準額を算出します。

### II-4. 免税点

償却資産の課税標準となるべき額(全資産の課税標準額の合計)が150万円未満の場合は課税されません。

### II-5. 納税義務者

賦課期日(1月1日)現在の償却資産の所有者が、納税義務者となります。

## II-6. 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、税務債権課において所有者、納税管理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方が閲覧できます。

令和8年度の閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

## II-7. 税率・税額算出方法

税率は、1.4%です。課税標準額(1,000円未満切り捨て)に1.4%を乗じた額が税額(100円未満切り捨て)となります。

## II-8. 納税通知書の交付

毎年5月初旬頃に納税通知書を郵送(交付)します。なお、価格等の算出の結果、課税標準額が150万円(免税点)未満の場合には課税されないため、納税通知書は交付しません。

## II-9. 納期

能美市での固定資産税の納期は、5月末・7月末・12月末・翌年2月末の年4回です。

## II-10. 国税との主な違い

項目	固定資産税(償却資産)の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	定率法	定額法・定率法の選択 (建物及び構築物・建物附属設備については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
増加償却 (所得税法・法人税法)	認められます	認められます
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却(注) (租税特別措置法)	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)
改良費	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する)	原則区分評価

※取得価額が30万円未満の資産で、中小企業者が令和8年3月31日(令和6年度税制改正時に延長)までの間に取得した場合、その取得金額の全額を損金算入する特例が認められていますが、償却資産では、この特例は認められませんので当該減価償却資産は課税(申告)対象となります。

## II-11. 増加償却

法人税法施行令第 60 条または所得税法施行令第 133 条の規定により、税務署長に増加償却届出を行っている資産がある場合、償却資産の評価において適用が認められています。

償却資産の評価上、償却率の増加を行いますので、税務署長への届出書の写しを申告書に添付してください。

## II-12. 特別償却・圧縮記帳

特別償却（租税特別措置法）、圧縮記帳（法人税法、所得税法）は、固定資産税における償却資産の評価において認められません。

国庫補助金等の圧縮額がある場合は、補助金等を含めた圧縮前の取得価額を記入してください。

## II-13. 非課税該当資産

地方税法第 348 条、同法附則第 14 条及び第 14 条の 2 に規定する非課税資産については、固定資産税が課税されません。

非課税資産を申告される場合は、申告書の「10. 非課税該当資産欄」を「有」、種類別明細書の摘要欄に非課税と記載し、卷末の固定資産税（償却資産）の課税標準の特例対象資産届出書に適用条項を記載のうえ、非課税内容にかかる資料を添付してご提出ください。

## II-14. 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3 及び第 349 条の 3 の 4、同法附則第 15 条等の規定に該当する資産については、一定の要件のもとに課税標準の特例が適用されます。

課税標準の特例が適用される資産を申告される場合は、申告書の「11. 課税標準の特例欄」を「有」、種類別明細書の摘要欄に特例と記載し、卷末の固定資産税（償却資産）の課税標準の特例対象資産届出書に適用条項等を記載のうえ、所管する主務官庁等の証明書または届出書の写し、カタログ、精度検査成績書等を添付してご提出ください。

## II-15. 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて電話での問い合わせや資料提供の依頼、現地調査を実施しています。

実施する場合は、事前にご連絡いたしますので、関係帳簿（固定資産台帳、減価償却計算書、確定申告書（控）、工事見積書、その他関係書類）の準備や担当者の立会いにご協力をお願いします。また、地方税法 354 条の 2 に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い、申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

## II-16. 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により 5 年度分。なお、地方税法第 17 条の 5 第 7 項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は 7 年度分。）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は 1 回となりますのでご留意ください。

<課税標準の特例規定の例（一部抜粋）>

(令和7年10月現在)

根拠規定		特例対象資産	特 例 率	備 考（添付書類など）
条	項 号			
地方税法第349条の3	第3項	農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置	最初の3年度分 1／2	・課税標準の特例対象資産届出書（巻末） ・取得価額330万円以上 ・補助及び借入申請書 ・決定通知書の写しなど
	第27項	家庭的保育事業用償却資産	1／2	・課税標準の特例対象資産届出書（巻末） ・事業の認可を受けたことを証明する書類
	第28項	居宅訪問型保育事業用償却資産	1／2	
	第29項	事業所内保育事業用償却資産	1／2	
旧地方税法附則第64条		生産性の向上に向けた中小企業の設備投資に係る償却資産・事業用家屋 (中小企業等経営強化法関係※)	最初の3年度分 0／1	令和3年4月1日から 令和5年3月31日までの取得
旧地方税法附則第15条	第44項	生産性の向上に向けた中小企業の設備投資に係る償却資産 (中小企業等経営強化法関係※)	最初の3年度分 1／2	・課税標準の特例対象資産届出書（巻末） ・先端設備等導入計画認定申請書 ・先端設備等導入計画認定書 ・認定経営革新等支援機関の事前確認書 ・認定経営革新等支援機関の計画確認書 (ホームページに掲載しているチェックリストをご利用ください) 令和5年4月1日から 令和7年3月31日までの取得
			導入計画内に 賃上げ方針が ある場合 1／3	上欄の書類 ほか ・賃上げ方針を表明したことを証する書面 (ホームページに掲載しているチェックリストをご利用ください) 令和5年4月1日から令和6年3月31までの取得は5年間適用 令和6年4月1日から令和7年3月31までの取得は4年間適用
			1.5%以上賃上げ方針 1／2(3年間)	上欄の書類 (ホームページに掲載しているチェックリストをご利用ください)
地方税法附則第15条	第43項		3%以上賃上げ方針 1／4(5年間)	令和7年4月1日から 令和9年3月31日までの取得

※中小企業等経営強化法にかかる特例の詳細は下記アドレスの能美市HP「中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定申請受付について」内のページ下部「固定資産税の特例措置について」の項目をご確認ください。

URL: <https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1001000000146/index.html>



## II-17. 事業用家屋（共同住宅等）に係る償却資産について

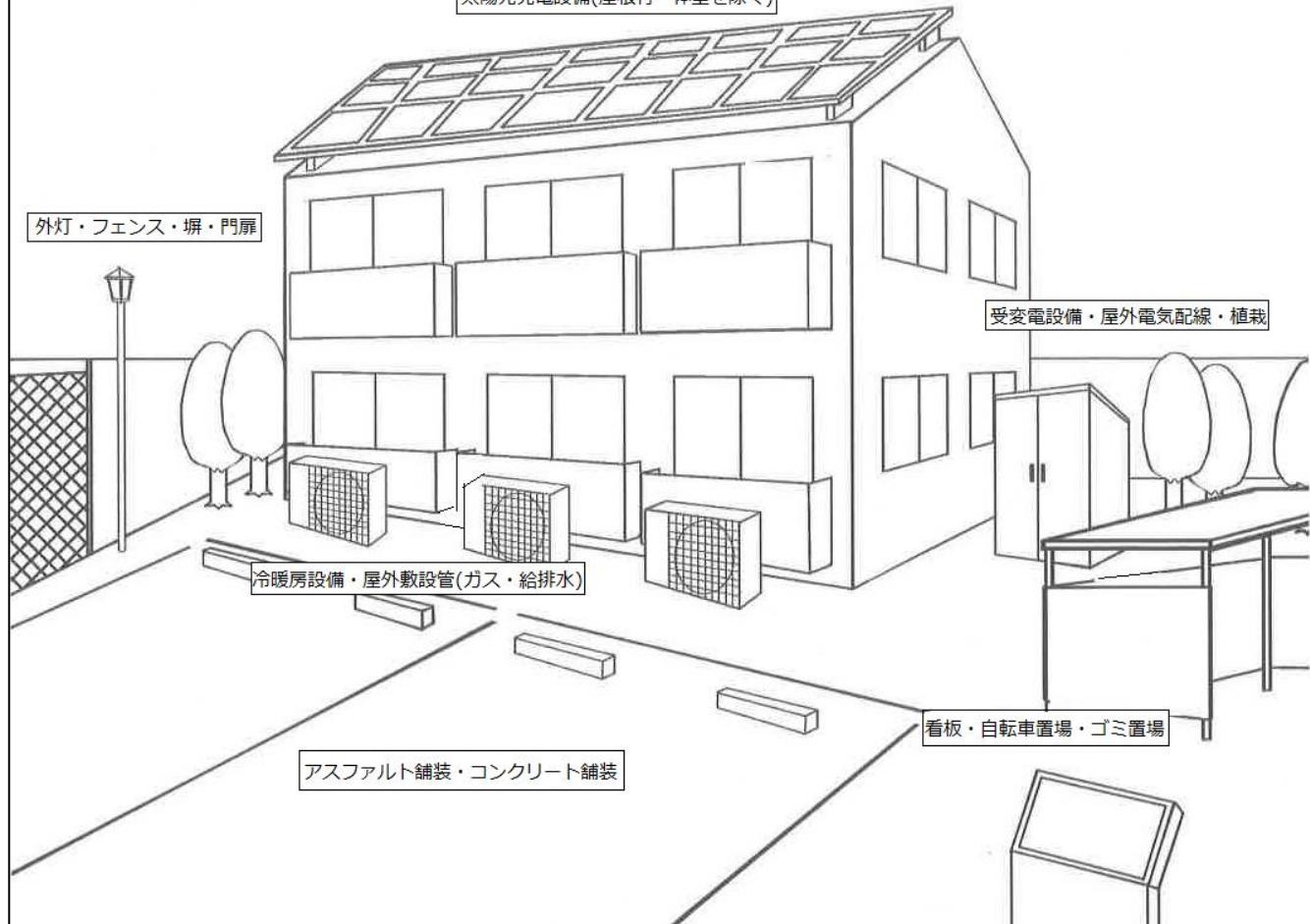
賃貸アパートやマンション等の共同住宅をはじめ事業用家屋には、外構工事等の対象となる建築物や工具・器具及び備品等、家屋の評価に含まれない資産（償却資産）の所有が見込まれます。

対象となる資産については、本書5ページの「家屋と償却資産の区分表」をご覧ください。

なお、申告書の提出がない場合や現地確認等で疑義がある場合は、内容確認のために関係帳簿（固定資産台帳、減価償却計算書、確定申告書（控）、工事見積書、その他関係書類）の確認をする場合がありますので、調査時にはご協力を願いします。

### 【償却資産の主な申告対象】

太陽光発電設備（屋根付一体型を除く）



# 資料 1 償却資産申告書の記入例

## 令和 8 年度

### 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

受付印	令和 8年 1月 11日		能美市長 殿	
1 住 所 (又は納税通知書送付先)	〒923-11297 能美市来丸町1110番地			
2 氏 名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	株式会社 能美機械 能美 太郎 代表取締役 (屋号)			
資産の種類	取 取	得 価	額	
1 構 築 物	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	計 (イ)-(ロ)+(ハ)	(三)
2 機械及び 装置	千 百 千	千 百 千	千 百 千	千 百 千
3 船	4 000 000	500 000	3 500 000	
4 航 空 機	13 700 000	250 000	1 900 000	
5 車両及び 通航器具			15 350 000	
6 工 具、器 具、備 品				
7 合 計	17 700 000	750 000	5 600 000	22 550 000
資産の種類	評 価	額	決 定 価 格	課 税 標 準 領
1 構 築 物	千 百 千	円	千 百 千	円
2 機械及び 装置				
3 船 舶				
4 航 空 機				
5 車両及び 通航器具				
6 工 具、器 具、備 品				
7 合 計				

番地まで記入してください。また、ビル等に入居している場合はビルの名称、階数、号室まで記入してください。

所有者の氏名を記入してください。  
法人の場合は法人の名称、代表者名を記入してください。

第二十六号様式

提出用

提出用

※ 所 有 者 コ ー ド

2 0 4 0 8 1 0 0 0

有・無

## 種類別明細書(増減資産・全資産用)の記入例

前年度の全資産がこの用紙に印刷しております。令和7年1月1日と比較して減少している場合は「異動区分」欄に1と記入し、二重線を引いてください。また、増加している場合は、この用紙の空欄に記入してください。空白欄に収まりきらない分は、緑色の種類別明細書(増加資産・全資産用)に記入してください。

令和8年1月1日現在、能美市内に所有している資産と印字して該当する番号を記入してください。									
減少(2) 印字してある資産が売却、廃棄などにより減少した場合、二重線で消してください。									
一部減少(2) 印字してある資産の数量や取得価額が減った場合、数量・取得価格を一重線で消して記正してください。									
訂正(3) 資産名称、耐用年数、取得年月、取得価額の訂正をした場合。二重線で消して記正してください。									
増加(1) 空欄に記入するか、緑の用紙(増加資産・全資産用)に記入してください。									
この用紙の小計です。令和7年中に資産の増減があった場合、これらの数字を二重線で訂正してください。									
元日(1月1日)取得した場合は1を記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									
この用紙の空欄に記入してください。									

### 資料 3 資料

### 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

( 申告もれによる前年以前に資産の異動があつた場合も追加して、摘要欄に「申告もれ」と記入してください )

資産取得年月を  
記入してください。  
令和 → 5  
平成 → 4  
昭和 → 3

資産を取得するために出  
した金額または支出すべき金額  
(付帯費を含みます。)を記入  
してください。

各資産に次の種類番  
号を記入してください。  
1. 構築物  
2. 機械及び装置  
3. 船舶  
4. 空機  
5. 車両及び運搬具  
6. 工具・器具及び備品

### 種類別明細書(増加資産・全資産用)

合和 8 年度

所 有 者 コ 一 下

資 産 の 名 称 等

資 産 の 番 号

行 使 す る 資 産 の 種 類

資 産 の 價 値

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月

取 得 年 月</p

固定資産税(償却資産)の課税標準の特例対象資産届出書

( 权中 权目 )

<p style="text-align: center;">受付印</p>		<p>所有者の住所 〔法人にあたっては事業所の所在地〕</p>					
<p>令和 年 月 日 (おて先) 能美市長</p>		<p>申 請 者 〔法人にあたっては法人の名称及び代表者名〕</p>					
<p>下記の資産について、 固定資産税(償却資産)の 課税標準の特例該当資産 を届け出します。</p>							
項 番	種類	資産の名称	数量				
1			/				
2			/				
3			/				
4			/				
5			/				
6			/				
7			/				
8			/				
9			/				
項 番	種類	資産の名称	数量	取得年/月	取得価格	適用特例条項	特例率
1				/	円 法第349条の3 法附則第 1 条	第 1 項	
2				/	円 法第349条の3 法附則第 1 条	第 1 項	
3				/	円 法第349条の3 法附則第 1 条	第 1 項	
4				/	円 法第349条の3 法附則第 1 条	第 1 項	
5				/	円 法第349条の3 法附則第 1 条	第 1 項	
6				/	円 法第349条の3 法附則第 1 条	第 1 項	
7				/	円 法第349条の3 法附則第 1 条	第 1 項	
8				/	円 法第349条の3 法附則第 1 条	第 1 項	
9				/	円 法第349条の3 法附則第 1 条	第 1 項	

備考 1 課税標準の特例を受ける理由を証明する書類を添付してください。

2 償却資産申告書は、別途提出してください。

3 申告する種類別明細書の対応する資産の摘要欄に、特例[項番]と記入してください。(記入例:特例1)